

岩倉市生涯学習講座受講料に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市が開講する生涯学習講座の受講料を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講料等の金額)

第2条 受講料は、1回当たり200円とする。

- 2 機器等を使用する講座又は1回当たり2時間を超える講座の受講料は、前項の金額を参考にして別に定める。
- 3 講座に必要な教材費等は、受講料とは別に実費を徴収する。

(受講料等の徴収)

第3条 受講料等は、原則として講座の初回に全額を徴収する。

- 2 徴収した受講料等は、主催者の事情で講座を中止した場合を除いて、これを返却しない。

(受講料を徴収しない講座)

第4条 次に掲げる講座は、受講料を徴収しない。

- (1) 高齢者又は子ども(中学生以下)を対象とする講座
- (2) ボランティア人材育成のための講座その他公益性が高い講座
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認める講座

(託児料等の金額)

第5条 託児付き講座において、託児を申し込む場合は、託児料として子ども1人当たり1回400円を徴収する。ただし、前条の規定により受講料を徴収しない講座は、託児料を徴収しない。

- 2 託児に伴うおやつ代は、託児料とは別に実費を徴収する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。